

生物遺伝資源提供同意書

国立大学法人筑波大学遺伝子実験センター（以下「遺伝子実験センター」という。）と
（以下「利用者」という。）は、遺伝子実験センターが利用者にIntrogression line種子（遺伝子実験センター固有記号 TOMJPF000013として特定されるものであり、また由来する産物を含むものとする。以下「本件リソース」という。）を提供するにあたり、次の事項に同意する。

1. 遺伝子実験センターは、我が国におけるライフサイエンスの分野における研究開発及びその実用化の発展のため、生物遺伝資源（バイオリソース）の提供を行っている。
2. (1)利用者は、本件リソースを、次の課題に利用する。
課題名： _____
(2)利用者が、本件リソースを上記と大幅に異なる課題に利用するときは、事前に筑波大学に連絡する。利用者は、本件リソースを利用した研究結果等を発表する際は、遺伝子実験センターから提供されたことを明示する。Micro-Tom seeds (TOMJPF000013) was provided by University of Tsukuba, gene research center, through the National Bio-Resource Project (NBRP) of the MEXT, Japan. また、その発表の写しを遺伝子実験センターへ送付する。遺伝子実験センターは、事業の成果としてそれを公表することができる。
3. 利用者は、提供にあたって発生する経費を負担することを原則とする。
4. 本件リソースは、利用者と2項(1)記載の課題に携わる共同研究者が同一の課題の範囲内で利用することができる。ただし、利用者は本件リソースを第三者へ転売又は譲渡し、あるいは、上記以外の第三者に利用させることはできない。ここでいう「譲渡」とは知的所有権、実施権等の全ての権利の移動あるいは移転ないし引き渡しを含む。
5. 本同意書は、本件リソースに関する商業的ライセンスを含むその他の実施権等を利用者へ与えるものではない。
6. 利用者は、本件リソースの使用が第三者の知的所有権やその他の権利を侵害していた場合、利用者の責任によって対応する。ただし、遺伝子実験センターの故意又は重大な過失により生じた紛争についてはこの限りではない。
7. 利用者は、本件リソースが、欠点、危険な特性、不具合等を有している可能性があること、あるいは特定の目的に合致しているとは限らないことを認識し、本件リソースの利用によって損失が生じた場合は、利用者自らの責任で処理する。
8. 本件リソースは、関連する日本の法令「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」等によって認められる範囲内の研究環境、実験条件、あるいは、国の法令等によって認められる範囲内で取り扱わなければならない。なお、当該法令等に基づく手続きが必要な場合には、当該法令に従って利用者がその手続きをしなければならない。
9. 本件リソースの提供における輸送段階での事故の処理については、速やかに双方で別途協議し処理する。
10. 利用者が本同意書に違反したとき、遺伝子実験センターは、以後、利用者による本件リソース及び遺伝子実験センターの他のリソース利用を停止することができる。
11. 本同意書に定めのない事項及び本同意書の履行について疑義を生じた内容については、双方が協議し円満に解決を図る。

以上により 同意書2通を作成し、遺伝子実験センター、利用者それぞれ1通を所持する。

年 月 日

筑波大学

機関名：国立大学法人筑波大学遺伝子実験センター

住 所：茨城県つくば市天王台1の1の1

機関長：遺伝子実験センター長 江面 浩 印

利用者

機関名・会社名

住 所：〒

担当者： 印

(E-mailアドレス： _____)

研究責任者： 印

(E-mailアドレス： _____)

機関長： 印